

平成二十六年四月十八日受領
答弁第一一二号

内閣衆質一八六第一一二号

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する

再質問に対する答弁書

一 及び三から五までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年四月四日内閣衆質一八六第八九号）一から五までについて述べたとおり、今後の捜査活動に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

二について

お尋ねの答弁書は、警察庁生活安全局において起案したものである。